

徳島県告示第三百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 徳島県厚生農業協同組合連合会
住 所 徳島市北佐古一番町五番一二号
代表者 代表理事理事長 板東正人

2 工場又は事業場

名 称 徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南医療センター
所在地 阿南市宝田町川原六番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二
口に規定する洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、
徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年七月二十五日から
令和五年八月十五日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課